

## 産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年9月17日（水）午前10時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	下深迫 孝二 君	副委員長	前 島 広 紀 君
委員	木野田 誠 君	委員	中 馬 幹 雄 君
委員	厚 地 覺 君	委員	新 橋 実 君
委員	常 盤 信 一 君	委員	岡 村 一 二 三 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 志 摩 浩 志 君

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

- 6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	川 東 千 尋 君	建設政策課長	茶 圓 一 智 君
建設政策課政策G長	別 當 正 浩 君	建設政策課政策G主任主事	竹 山 里 華 君
建設施設管理課長	長谷川 俊 巳 君	建設施設管理課道路管理G主幹	大岩根 充 一 君
建設施設管理課道路管理G主任主事	鮫 島 友 和 君	建築住宅課長	松 元 公 生 君
建築住宅課住宅G主幹	本 村 浩 孝 君	建築住宅課建築G主幹	侍 園 賢 二 君
建築住宅課住宅収納G主幹	杢 田 信 幸 君	土木課長	寺 田 浩 二 君
土木課道路整備第2G長	三 島 由 起 博 君	土木課道路整備第2G主査	久米村 誠 君
農林水産部長	馬 場 勝 芳 君	農林水産政策課長	木野田 隆 君
耕地課長	島 内 拓 郎 君	農林水産政策課政策G長	鎌 田 順 一 君
耕地課長補佐兼管理G長	徳 丸 慎 一 郎 君	耕地課耕地第1G長	川 崎 千 秋 君
耕地課管理G主査	岩 元 克 麿 君	耕地課管理G主査	脇 丸 智 子 君

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 甲 斐 平 君

- 8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第49号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第54号 請負契約の締結について

議案第57号 和解することについて

9 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。  
霧島市内における土地改良区について（経営状況、市からの補助金等）

10 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前10時00分」

○委員長（下深迫孝二君）

それでは本日の会議を開きます。本日は去る9月9日の本会議で本委員会に付託になりました、議案3件の審査及び所管事務調査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りいたします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。まず議案第49号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

それでは私のほうから議案第49号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、概要を御説明申し上げます。今回の提案につきましては、老朽化した市営住宅や市営単独住宅の取壊しを行うため、及び平成25年12月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律により、題名が改められたことに伴いまして、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建築住宅課長（松元公生君）

御説明申し上げます。一部改正する条例につきまして、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例、霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例でございます。主な改正内容ですけれども、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例は（平成17年霧島市条例第277号）は、別表中、国分地区の福島八軒住宅2戸、福島三佐住宅1戸、松木住宅3戸、寺馬場住宅1戸、溝辺地区の西原第2団地7戸、横川地区の中尾田住宅3戸、茶屋住宅1戸、霧島地区の旧東中前住宅1戸、隼人地区の宇都馬場西住宅3戸、西馬場上住宅1戸、中城住宅を1戸、松元住宅1戸、住吉2住宅を1戸の計26戸を今回、別表から削除し、解体を行おうとするものです。また、平成25年に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が一部改正され、題名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」となったため、条例第6条を改正するものです。福山地区の角志田住宅の地番が、市有地売却（旧福山高校敷地）に伴う分筆により変わり変更するものです。霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第278号）は、別表中、牧園地区の牧場住宅5号の1戸を今回、別表から削除し、解体を行おうとするものです。改正の理由としまして、木造住宅が建設後54年から62年を経過、簡易耐火構造が建設後41年を経過しており、木造住宅は耐用年数を大幅に超過し、簡易耐火構造の住宅も耐用年

数を超過し老朽化が著しいことから、用途廃止を行い解体しようとするものです。今回の用途廃止は、霧島市公営住宅等長寿命化計画で12団地が用途廃止の団地、2団地を建替えの団地として位置付けております。解体後は、その敷地全体が更地となった場合は有効活用を検討し、場合によっては土地の売却も行う予定です。住宅が残っている場合は、現状のまま管理となります。解体予定住宅の現況写真を添付しております。今回解体を行うことにより、市営住宅は準公営住宅、特定公共賃貸住宅を含めて4,425戸、単独住宅は243戸になります。「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が一部改正され、法の題名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」となったため、条例第6条第2項第5号中に引用している部分を改正するものです。この改正後も取扱いは、従来どおりです。市有地売却に伴い、付近一帯の地番が同一であったため、分筆により角志田住宅の地番が変わり別表の位置を変更するものです。以上で説明を終わります。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

ちょっとお尋ねしますが、住宅の写真を添付されていらっしゃるんですけど、この市営住宅の場合は、退出される時は自分たちで付けたものは全て撤去して出てくださいということになっていたような気もするんですが、この写真を見ますと、テレビアンテナとか後から付けたものとか少し見受けられるんですが、その辺をちょっとお示してください。

○建築住宅課長（松元公生君）

一応、自分で付けられたのは退去ときに撤去して、出ていただくということになっております。ただし、差し掛けとか玄関のテラスのようなものについては、若干残っている場合もありますけれども、いつの時点でそれが設置されたかというのが、年数が経っており、書類等が整備されていなかったりしているため、分からないものもあります。そういったテレビのアンテナとかそういうのが残っているところもあるようです。

○委員（岡村一二三君）

撤去して出て行ってもらおうということであれば、今現在は分からないということなんですが、今後ということもありますので、退出される時はちゃんと確認に行って、全てテラスなどは解体費用もかさむわけですので、ちゃんと指導できるんですか、できないんですか。やっぱりこのようなスタイルでいかれるつもりですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

先ほども申しましたように、造られた方が撤去して出るというのが基本的な方針です。下検査のとき、それと引き渡しの本検査のときにも、職員が行って話をしておりますので、その辺は徹底していきたいと考えております。

○委員（厚地 覺君）

25年度もそういう問題が出たわけですがけれども、写真を見る限り相当な建て増しがあったようですけど、その辺は全て本人が撤去したわけですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

25年度等もありまして、今回は全て入居者の方が造られた分に関しては撤去をしてもらっております。

○委員（厚地 覺君）

2団地を建て替えの団地として位置付けておりますとありますけれども、この2団地というのはどこを指すものですか。それとこの牧場住宅の5号棟、これはどこにありますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

建替え住宅の2団地につきましては、横川の中尾田住宅、ここにつきましては建て替えなんですけれども、非現地建て替えということで、敷地が山の上にあるものですから、そこでは建てられないということで、ほかの団地と一緒に統合団地ということで考えております。あと一つにつきましては、西馬場上住宅、隼人にあるんですけれども、そこにつきましては次期計画で建て替えということになっておりますけども、一応ここでは建て替えということで説明させていただきました。それと牧場住宅につきましては、去年壊したものは少し手前なんですけれども、前の教職員住宅の跡で、川の少し手前まで行った所にあります。

○委員（中馬幹雄君）

この中国残留邦人等の関係ですが、今まで何人ぐらい入っていますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

今までには例はございません。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第49号についての質疑を終わります。次に議案第54号、請負契約の締結について審査をいたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

それでは続きまして、議案第54号、請負契約の締結について、私のほうからの概要を御説明申し上げます。平成23年度に事業着手いたしました「しらさぎ橋」は、本年の9月末までに下部工の全てが完成する予定でありますことから、8月12日に橋梁の上部工の入札を行いました。今回、この橋梁上部工事について請負契約を締結しようとするものでございます。詳細につきましては担当課長が御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○土木課長（寺田浩二君）

それでは議案第54号、請負契約の締結について御説明申し上げます。天降川に架かる「しらさぎ橋」は、平成28年度の完成を目指して事業を実施しております。橋長277m、道路幅員16mで、橋台2基、

橋脚4基のPC5径間連続箱桁橋です。平成23年度に事業着手しました「しらさぎ橋」は下部工全てが本年9月末までに完成する予定であることから、橋梁上部工の入札を行い、今定例議会において本契約の締結のために議会の議決をお願いするものであります。落札業者決定の経過でございますが、構成員が3者又は4者からなる自主結成の特定建設工事共同企業体による総合評価方式の一般競争入札の公告を平成26年7月18日に行い、8月12日に開札の結果、コーアツ・鎌田・ヤマグチ特定建設工事共同企業体が落札され、仮契約を締結したところであります。工期は平成28年10月31日までの予定としているところであり、今後、平成29年3月末までの完成を目指し、取付道路や、高欄、照明設備等の橋梁附帯工事を計画的に進めてまいります。以上H26新川北線(しらさぎ橋)上部工事の補足説明です。よろしくお願いいたします。

○委員長(下深迫孝二君)

説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員(新橋 実君)

これは入札金額と評価点方式と二つの方式で採用されているわけですが、この積算価格というのは幾らだったんですか。

○土木課長(寺田浩二君)

設計金額でございますが、消費税を含めて15億9,950万円でございます。

○委員(新橋 実君)

ということは、その金額に対する入札金額は何%になりますか。

○土木課長(寺田浩二君)

落札率は89.58%でございます。

○委員(新橋 実君)

それにあと、この評価点というのが付いてくるわけですが、この評価点の示し方ですが、この採用の仕方はどういう形になっているのかお伺いします。

○土木課長(寺田浩二君)

価格以外の評価項目についてですが、まず価格以外の評価項目としまして、企業の施工能力、それから配置予定技術者の能力、それから地域貢献度という3項目を評価する内容でございますが、企業の施工能力の具体的な内容としましては、過去の表彰の実績でございますとか、同種工事の実績、それから会社の経営状況、技術力、それと雇用の実績でございます。それから配置予定者の技術者の能力の評価の具体的な内容は、配置予定技術者の資格の保有の状況、それから様々な技術者の研修の実績の内容です。地域貢献度としまして、営業所が県内にあるとか、ボランティアの実績、河川アダプトでありますとか、道路アダプトの実績、それから消防団員の雇用の実績、このようなものを評価の対象としています。

○委員(新橋 実君)

その中で、地元業者と3者JVだったわけですが、2者は地元が入って、ほかは霧島市以外

の業者が入っているわけですが、その辺の対応といいますか、そこら辺はどのようにこれに反映されているのか、今、言われた地域貢献とか、その辺には反映されているのかどうか。

○土木課長（寺田浩二君）

企業の評価に対する貢献ということでございますけれども、これにつきましては、先ほど申しました地域の貢献度の評価項目の中で、例えば地域の業者がボランティアをしているとか、消防団を雇用しているとか、そういった内容で地域企業の評価という内容になっております。

○委員（新橋 実君）

ということは、評価点については地元企業だけの優先度で決めたということでもいいわけですね。トップに立っている業者は地元企業ではないわけですね。残りの2業者が地元企業ですので、その地元企業だけの地域貢献度とか、そういったもので決めた、ということでもよろしいわけですね。

○土木課長（寺田浩二君）

先ほどの地域貢献度の評価につきましては、地元の企業だけではなくて、代表者の中でも、例えば消防団を雇用しているとか、アダプト制度を実施しているとか、そういうことがあれば、代表者についても実績としてはカウントができるという内容です。

○委員（厚地 覺君）

平成28年度完成を目指すとありますけれども、今、工事の進捗率は何%ぐらいになっていますか。

○土木課長（寺田浩二君）

現在の進捗率ですけれども、今回契約しようとしています上部工の工事契約を含みますと73%になります。工事がほとんど終わっている下部工のみになりますと、進捗率は約35%ということになります。

○委員（厚地 覺君）

今、問題になっているのが資材の高騰、あるいは人件費が安いということですが、この入札に対して人件費も相当反映されているものですか。

○土木課長（寺田浩二君）

人件費のことにつきましては、国・県の標準積算によって積算しておりますので、当然最近の人件費の高騰とか、そういった部分は反映されていると考えます。

○委員（新橋 実君）

今後、工期が28年10月までということであると、約2年ぐらいあるわけですが、今後まだ工期がこれだけ掛かるとなると、人件費、材料代とかいろんなものが高騰する可能性もあるわけですね。どういうふうになるか分かりませんが、そういったときに、どういう対応を考えてらっしゃるのか、単価等は臨機応変に対応していかれるのか、もちろんそういう形になるかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○土木課長（寺田浩二君）

この契約した内容に基づき、施工していただくわけですが、その過程で今、委員が言われる

ように急激に物価が上がったとか、そういうような状況があれば、当然国・県の指導があると思います。それに沿った形で契約変更していくということになるかと思います。

○副委員長（前島広紀君）

平成23年度から始められたんでしたかね。それで今までどれぐらい金額的に掛かっているか分かりますか。

○土木課長（寺田浩二君）

現在までの事業費が約12億円でございます。

○副委員長（前島広紀君）

それでは、今回の13億円も含めまして、最終的にどのくらい掛かる予定なのか分かりますか。

○土木課長（寺田浩二君）

このしらさぎ橋の最終的な工事金額ですが、概算ですけれども、現在のところ約35億円掛かると試算しております。

○副委員長（前島広紀君）

この工事費は全体で35億円ぐらいだろうということなんですが、合併特例債が適用されるんですか。

○土木課長（寺田浩二君）

現在、合併特例債も活用しながら工事を施工しているところでございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。次に議案第57号、和解することについてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

それでは続きまして、議案第57号、和解することについて、その概要を御説明申し上げます。この案件につきましては平成23年3月8日、国分中央1丁目地内の市道で発生いたしました事故に起因する、損害賠償請求訴訟事件におきまして、福岡高等裁判所宮崎支部から和解勧告がなされたことにより、和解しようとするもので、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

議案第57号、和解することについて御説明申し上げます。平成23年3月8日午前9時15分頃、国分中央1丁目14番55号先の武道館前、市道で、控訴人1運転の原動機付自転車が市街地中心地方面へ向かう道路の上り坂を走行中、道路面上の穴ぼこを通過、若しくは避けようとしてバランスを失い、原動機付自転車を制御することができなくなり、転倒滑走し、対向してきた被控訴人2の軽四輪貨物自動車と衝突した際、控訴人1が頭部を強打し、重傷を負った事故であります。控訴人は、衝突した対

向車の軽四輪貨物自動車の運転手、被控訴人2に衝突を回避するための措置を採らなかった過失があり、事故を引き起こしたという主張と、市に対しては、道路の路面が通常有すべき安全性を欠いていたこと。また、危険な道路であると知らせる警告表示や看板等を設置していなかったことが道路の設置又は管理に瑕疵があるとして、国家賠償法第2条第1項に基づき損害を賠償する責任がある。として被控訴人らは連帯して、控訴人1へ金6,485万296円と控訴人2及び控訴人3に対してそれぞれ金100万4,060円の損害賠償請求控訴事件として提訴されたものであります。鹿児島地方裁判所加治木支部では、本件道路の路面にはアスファルト舗装のひび割れ及びアスファルトが剥離し、凹損した幅30cm強、長さ50cm、深さ4cmの大きさの穴ぼこを始めとする複数の穴ぼこ群が生じていたこと。それに通学路で県道60号の信号待ちを避ける抜け道にもなっているため、比較的交通量が多く、交通事故も多発している地域である。また、本件道路は中央線もなく車線の幅員が狭い道路であり、カーブも多く、見通しが極めて悪い道路であるにもかかわらず、本件道路には路面状況が良くないこと及び運転者に対して徐行を促すような警告表示や看板等は何ら設置されていなかったことが、道路の設置又は管理に瑕疵が市にあるかないかが争点でありました。市は控訴人の主張に対し、①道路縦断測量を行い穴ぼこは道路形状から見えやすい位置（視認性が良い）にあるということを立証、②交通量調査を行い交通量の把握、③穴ぼこの深さ、大きさを再現し、原動機付自転車で走行実験を行い記録したDVDにより運転に支障を与えないことの立証、④霧島警察署に同路線での交通事故発生状況を照会し、穴ぼこが起因とする事故が発生していないことを立証し、反論してまいりました。その結果、一審では10回の口頭弁論が行われ、平成25年12月2日に市の主張が認められ、控訴人らの請求を棄却する判決でありました。控訴人は、一審の判決を不服とし、平成25年12月17日に福岡高等裁判所宮崎支部に控訴されたところであります。高裁では3回の審理が行われていますが、裁判所から市道の穴ぼこがバイクの転倒原因となった可能性を完全には否定できない。また、穴ぼこの存在は道路の瑕疵とまでは言えなくとも、完全な状態とも言えないこと。それに、控訴人1は転倒により重症を負い、重い後遺症が残っていることを理由に、和解を強く勧告がなされたものであります。和解案を受け、顧問弁護士に相談したところ、裁判所の判断が道路の瑕疵を認めたことには当たらないということと、一定の見舞金の支払いをもって終結させることは穏当な解決であるとの見解でありました。また、見舞金は道路賠償責任保険から全額保険金として支払いができることとでありました。以上のようなことを踏まえ、市として和解勧告に応じるべきか否かについて協議したところ、判決による解決も考えられるが、裁判が長い時間かかっている事や若者が負傷し、後遺症を抱えた今後の人生を考えると穏当な解決であるとして、和解に応じることとしたところであります。今後は、交通事故と路面の因果関係が問われることのないような市道の維持管理に努めてまいります。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入りますが、先ほど申しあげましたように個人情報の関係で、お名前とか個人情報はお控えいただきたいと思っております。それでは質疑はありませんか。

○委員（厚地 覺君）



若者が負傷したと、これは大学生ですか。それと後遺症を抱えたとありますけれども、どのような後遺症を抱えているわけですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

原告は当時21歳でございました。それと今の個人の状況は申し上げられないんですが、一応、脳挫傷による後遺症ということでございます。

○委員（厚地 覺君）

脳挫傷による後遺症ということですが、日常生活には支障はないということですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

お聞きするところによりますと、日常的なものに少しは支障があるとお聞きしています。

○委員（新橋 実君）

やはり今まで、こういった案件というのは結構あると思うんですが、ここまで裁判にまでなったというのは、なかなか私も聞かないわけですが、今回の場合は脳挫傷ということなんですけれども、これまでこういった案件というのは、建設施設管理課のほうで扱っているのは、こういった事故でどれくらいありますか。

○建設施設管理課主幹兼道路管理G長（大岩根充一君）

平成23年度から本日までの、いわゆる道路の事故があったときに御本人が市にも過失があるというような訴えがあったときに、業務に当たるわけですが、23年度から本日まで市の道路の管理に瑕疵があるのではないかと訴えが16件ございまして、保険会社のほうに事故報告書とか、あるいは状況写真等で保険会社の判例による判定の結果が、割合はそれぞれ違いますけれども、16件のうち10件、多少なりともその保険金を払っているという状況でございます。

○委員（新橋 実君）

そういった後の対応ですが、例えば穴ぼこがあって事故をして補償をされますよね、その後の路面の復旧というのは、すぐされるわけですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

穴ぼこにつきましては、パトロールを行っておりますので、発見し次第補修するというところでございます。

○副委員長（前島広紀君）

今回、見舞金ということで200万円という金額が提示されましたけれども、この金額は裁判所から提示された金額ですか、それとも市が独自に判断した額ですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

裁判所のほうから提示された金額でございます。

○副委員長（前島広紀君）

今回、道路に穴が開いていたということで、市に責任があるんじゃないかということなんですけれども、今後におきましても、こういう状態の道路は結構あると思いますけれども、例えば私は基

本的には判決が出た後に対応したほうがよかったんじゃないかなと思うんですけども、今後こういう事故が起きたときに、市が見舞金ということで今後に対応するようになっていくと、道路の管理上大変なことになるのではないかなと思うんですけども、その辺りはどういうふうに考えられますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

今、委員が言われるように、裁判で判決という方法もございましたけれども、顧問弁護士にも相談した中で、今回の案件については和解のほうが穏当じゃないかという見解を頂いた結果で、今回は和解のほうでの選択となったところでございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時41分」

「再開 午前10時44分」

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に自由討議に入ります。まず議案第49号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案第49号についての自由討議を終わります。次に議案第54号、請負契約の締結についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第54号についての自由討議を終わります。次に議案第57号、和解することについての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案57号についての自由討議を終わります。以上で自由討議を終わります。次に議案処理を行います。まず議案第49号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第49号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第49号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第54号、請負契約の締結について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第54号について原案のとおり可決することに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第54号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に議案第57号、和解することについて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第57号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第57号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で議案処理を終わります。次に委員長報告に付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは委員長報告については、委員長一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。以上で議案3件についての審査を終了いたします。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時47分」

「再開 午前11時00分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に土地改良区についての所管事務調査に入ります。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

本日は、霧島市内に七つございます土地改良区の経営状況等について所管事務調査を実施されるということでございましたので、担当課でございます耕地課の課長、グループ長、担当者並びに農林水産政策課の課長、グループ長を今日、出席させたところでございます。この後、担当課長から状況等について説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○耕地課長（島内拓郎君）

それでは、土地改良区について御説明を申し上げます。まず、土地改良区は、農業水利施設（ダム・水路）などの建設、管理、農地の整備など、土地改良事業を実施することを目的として、昭和24年に施行された土地改良法に基づいて設立された農業者の組織であり、土地改良事業の中核的な実施主体として位置付けられています。土地改良区の主な活動は、農業用水を調整する農業水利施設の管理、農業用施設の維持管理・改修などです。土地改良区が設立されていない地域におきましては、水利組合があります。水利組合は明治時代に農業用の灌漑や、水害防止等の事業を行う目的で、全国各地に設立された組合です。現在残っている水利組合は、水害予防のための組合であり、多くの場合ボランティア的に地域の水利秩序の維持に取り組んでいます。また土地改良区や水利組合が利用して

いる用水の水利権につきましては、明治29年以前より取水していた農業用水などに対し、認められた慣行水利権により利用しています。水利組合及び土地改良区の多くが、耕作者の高齢化・後継者不足による耕作放棄地の増大、住宅、工業団地等への農地転換などにより水路下流域を中心に利用が減少し、構成員も減少し、組織の運営に困難を来している組織もあります。霧島市内には、現在七つの土地改良区が組織されており、それぞれの地域農業の基幹的役割を担っており、四つの土地改良区へ、平成26年度1,090万9,000円を補助し、その活動を支援しています。内訳としましては、十三塚原土地改良区へ491万9,000円、竹子土地改良区へ316万4,000円、福山町土地改良区へ213万8,000円、宮内原土地改良区へ68万8,000円となっております。引き続きまして、別紙資料の説明を致します。まず、1ページでございます。1ページにつきましては、平成18年合併以後のそれぞれの4土地改良区に運営補助をしている調査の額でございます。続きまして2ページにつきましては、24年度、25年度の土地改良区への支出状況でございます。先ほど申し上げましたのが、2行目になりますが、土地改良区運営補助金について申し上げます。そのほかに、補助金と致しまして、業務委託と致しまして、国分土地改良区に国分海岸の維持管理業務の委託を致しております。それと宮内原土地改良区にも致しております。それと隼人町の錦土地改良区にも致しております。それと、土地改良区補助金につきましては、さきほど申し上げたとおりでございます。特殊な土地改良維持管理適正化事業という補助金がございますが、これは事業に伴いまして支出する補助金でございます。それと県営排水路の特別島津新田の排水機場がございますが、それに対しまして宮内原土地改良区に委託をしております。続きまして3ページでございます。3ページにつきましては、七つの土地改良区の住所及び理事長名、組合員数、役員数、受益面積を示しております。最後の4ページになりますけれども、疑義がありましたので、その回答を書いたものでございます。以上、よろしくお願いたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わります。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

賦課金の徴収が4ページにあるんですが、土地改良区は賦課金で運営は成り立っていると思うんですが、高齢化でこの賦課金が焦げ付いて徴収できなくなるという形態があると思うんですが、そうした場合、市町村長に申し出をすると、市町村長のほうで一応受け付けてという話もあると思うんですが、そういった件数は合併してから何件かあるんですか。

○耕地課長（島内拓郎君）

合併後はそういう件はまだありません。

○委員（岡村一二三君）

高齢化、不在地主、そういったことで賦課金が徴収できない事案があるというお話もあったようですが、それで農業委員会に住所を聞くと教えてもらうようにはなっているんだけど、ということでしたが、そういった観点から今の件についてはお尋ねしたのですが、ないということであれば先般の語り合いとは若干どうなのかなと思うんですが、ないんですね。

○耕地課長（島内拓郎君）

先ほどの4ページの資料4でございますが、一応土地改良区のほうから聞いても、いわゆる賦課金の徴収者の行方が分からないとか、そういうものに対してどうしたらいいかというような御質問があったものに対する回答でございます。

○委員（岡村一二三君）

再度お尋ねします。土地改良区さんへ回答書を渡しましたということですので、9月8日ですね。若干語るかいの話とずれがあるんですよ。例えば税法に基づく5年の時効という話も、この中で取り扱いができるものだから、今の説明では合併して今までなかったということですので、市町村長のほうで取扱いをした経緯がないということですので、この前の会議がどうだったのかなと思うところでお尋ねしたところですよ。ないということでしたので、よろしいです。

○委員（厚地 覺君）

この補助金は、農地水保全管理支払事業交付金事業とは全く別な考え方でいいんですか。

○耕地課長（島内拓郎君）

この補助金につきましては、土地改良区に対する補助金でございますが、いわゆる現在の農地・水、次から多面的直接支払になるんですけれど、それとは全く別でございます。

○委員（厚地 覺君）

この中で、霧島田口土地改良区へは、全然、助成金は出されておられませんけれども、要請がないわけですか。

○耕地課長（島内拓郎君）

田口土地改良区につきましては、合併前からそういう補助金をもらっていなかったということで、そのまま引き続きまして、運営補助金と致しましては交付していないということになります。

○委員（厚地 覺君）

先ほど賦課金の話が出ていましたけれども、これは市内全域、反当たり幾らというのは同じですか、それとも各土地改良区で違うわけですか。

○耕地課長（島内拓郎君）

各土地改良区で違います。

○委員（厚地 覺君）

ということは、土地改良区は賦課金を含め、補助金をもらったりして相当お金はあるということで理解していいですか。

○耕地課長（島内拓郎君）

それぞれの土地改良区で当然、事情が違いますので、維持管理に係る手間とか、そういうので異なるかと思っております。

○委員（新橋 実君）

各土地改良区で、賦課金、補助金とありますけれども、ほかに集めている助成金とかいろいろある

と思うんですけれども、その辺の詳しい資料とか、何か分かっているものがあれば教えてください。

○耕地課長（島内拓郎君）

各土地改良区さんにおきましては、いわゆるスラブとか占用するときの占用料とか、合併浄化槽から通水するときの通水料とかそういうものがございます。

○委員（新橋 実君）

言わば排水路に掛けるスラブですね。そして浄化槽は排水負担金になりますけれども、それらは一時的なものになるわけですが、それだけですか、あとほかにはないですか。

○耕地課長（島内拓郎君）

今、うちの所管のお金ではないんですけれども、環境衛生課のほうで土地改良区に冬場における、いわゆる農繁期に消防水利及び環境用の水を流しています。それに対して通水負担金というのを環境のほうで補助しております。来年度につきましては、耕地課のほうに所管が変わってくるのかなと考えております。

○委員（新橋 実君）

補助金を出しているわけですので、ここの予算の執行状況とか、決算状況とか、そういったのは耕地課のほうでもらわれていらっしゃるわけですか。

○耕地課長（島内拓郎君）

それぞれの土地改良区につきましては、まず二つのところにまたがるところ、いわゆる十三塚原と福山につきましては、県の監査が入ります。ほかにつきましては、うちの監査を入れている状態でございます。

○委員（中馬幹雄君）

今、年間通水を市の環境衛生課が支払っているとなっておりますが、私は松永用水管轄なんですけれども、用水路の工事とか多くて、通水がなかなかないわけですね。昔はよく流していて防火用水等に使っていましたけれども、そういうところは現状を把握されておりますか。

○耕地課長（島内拓郎君）

その現状把握が、いわゆる今の現課である環境衛生課のほうでは、ちょっと掴み難いということで、耕地課のほうでそういう情報を徴せるんではないかということで、来年、組換えを行いたいと思っております。

○委員（中馬幹雄君）

国分地域というか、海岸端の補助金が出ているわけですが、海岸保全施設維持管理業務委託となっておりますけれど、どのような業務委託ですか。

○農政畜産課長補佐兼管理G長（徳丸慎一郎君）

海岸保全施設維持管理業務委託ということで、宮内原地区に先ほど課長のほうが20万円と述べましたが、2ページの海岸保全施設維持管理業務委託ですが、この内容につきましては樋門、調整池その他の附帯設備の調整、ポンプ場、樋門、調整池、その他附帯施設整備以外の清掃、その他海岸保全施

設の維持管理という業務を行っております。それと3ページの右側のほうに、県営排水対策の20万円とあるんですが、これは別な事業でございまして、業務内容としましては定期点検を週1回、ポンプ運転後の点検、臨時ポンプ操作、機場周辺の清掃、スクリーンのごみの除去とか、そういうことを委託しております。これは市単独費でございます。

○委員（中馬幹雄君）

今、樋門管理ということでございますが、樋門は干満で自由に開いたり閉じたりするわけですが、ただ、広瀬の海岸におきまして、潮遊池の出口のところに木が海に流れないようにとか、水門に引っ掛からないようにとか、柵があるんです。海岸側ではなくて中のほうに。ところがヨシとかマツバとかいうものが、その柵に引っ掛かっていて、水門が開いていても池の水が十分に出ないということなんですよ。私も何回か土地改良区のほうに電話をしまして、除去してくれということを書いて、1回は取ってもらったこともあるんですけども、外の高低差が50cmぐらいあり、なかなか潮遊池の水が外に出ないという状態なんです。ですから、こういうような施設維持管理業務を委託されているのであれば、もうちょっとその辺を、週1回、回っているということでございますけれども、週1回であんなに溜まることはないと思うので、もうちょっと念を入れてもらいたいというのを要望しておきます。

○委員（新橋 実君）

先日、語ろかいの中で話が出たんですけども、十三塚原でしたか、用水でポンプを使われるんですかね、3台でポンプを使われて、2台を併用して使っているということで、そのポンプの修理費が非常に高いというようなことを言われていましたけれども、これにつきましては補助事業等もあるというようなことも聞いていましたけれども、市のほうからの補助の負担とか、そういうのもあるわけですか。そして、市ではどれぐらいの補助率であって、土地改良区の負担はどれぐらいになりますか。

○耕地課長（島内拓郎君）

十三塚原の土地改良区につきましては、いわゆるダムを持ってしまして、その用水ポンプというのが結構ございます。先日も行きまして、長いトンネルを通りまして、その施設を見させていただいたわけでございますけれども、設置以来だいぶ年月が経っておりまして、いわゆる長寿命化あるいは修繕、取替えが必要になってきます。それにつきましては、土地改良施設の適切な保全管理を支援するという事業がございます。その事業の名前と致しましては、適正化事業というのがございまして、その補助率というのは、国が30%、県が30%、市が30%で土地改良区の負担が10%という事業でございます。その内容につきましては、この前の前島議員の一般質問で質問がございましたので、内容と致しましては、新橋委員の御質問にありました、用水ポンプの補修・改修、排水機ポンプ改修あるいは除塵機等の補修、電気設備の補修というものがございます。

○委員（厚地 覺君）

関連ですけれども、十三塚原は農地・水保全で確か900万円前後もらっているんじゃないですか。それと、市の土地改良区への補助金491万円、千二、三百万円、それに畑かん含めて796haの賦課金も

あると思いますけれど、これは何に使われているんですか。修理代に助成を仰ぐというのもちょっと問題があると思うんですけれど、毎年の積上げでは相当な金額になるはずですけども、その辺は分からないですか。

○耕地課長（島内拓郎君）

一応、十三塚原のほうにつきましては、この前、総会がございまして、資料を見せていただいたところでございますけれど、現在のところ、水力発電のほうを一生懸命頑張って運営のほうを助けている状態ではあるんですけれど、去年は修繕とかそういうものがございまして、大分落ち込んでおります。来年度につきましては、もう修繕が終わりまして水力発電のほうが大分稼働して、どうにかこうにか運営のほうに回せるのではないかとというような状態でございます。

○委員（岡村一二三君）

先ほど、年間通水の話もあったようなんですが、横川町の総合支所周辺の商店街ですが、ずっと昔から商店街の中を水路が流れておりまして、年間通水をしていたんですよ。防火の関係とか、そういったことで年間通水はできないんだろかという要望がきているんですが、窓口はどこになりますか。

○耕地課長（島内拓郎君）

そのようなところがございまして、水利組合のほうが主な窓口になるのではないだろうかと思っております。

○委員（常盤信一君）

直接関係はないかもしれませんが、19年から農地・水の事業が始まって5年間でしたけれども、国分下井も翌年から参加をしているのですが、それでいろいろ見直しがされて、24年だったか、いろいろ問題があったということで、霧島市はかなり厳しい指摘をされて、地権者や耕作者の理解を得て下さいということで、取組をしたわけですが、現実的にはなかなか地権者、耕作者がいないというところもあって、初年当初よりはかなり理解を示してくれる人はいなくて、少なくなったわけです。それで19年からスタートをしたときの霧島市の面積、数からすると、同じ人たちが24年度以降もきちっとしたかという点でいうと、新たな参加もありますけれども、かなり少なくなっているというふうには私は認識をしているんですが、少なくなっている部分で、下井で言いますと手を付けられないところが、最初よりかなり多くなっているわけです。その分については、どこがどういうふうに責任を持って、いわゆる環境整備をするのかというお話をさせていただいたら、それは市がしますと答えられたんですが、今、手を付けられないようになっているところが、例えば未耕作地だとか、いわゆる農地・水の関係の人たちがしない所があるんですけれども、見てみるとなかなか手が付けられていないんですが、それは市がするということではなかったんですけれども、その後しっかり管理をされているのかどうかお伺いします。

○耕地課長（島内拓郎君）

今の御質問でございますが、いわゆる耕作放棄地の管理につきましては、いろんな方が農業委員会のほうに電話をなされて、荒れていると、そういうことであつたら、まず指導を行っているとは聞いて



ております。

○委員（常盤信一君）

したがって、指導をされていて現にされているのかと、委員会だったと思うんですけど、私が質問したときは、できない、いわゆる除外されて許可をもらえない、印鑑をもらえないところは結局できないわけですから、その分はどこが責任を持って環境を豊かにするのかという話をしたら、その当時、それは市でさせていただきますということだったわけです。したがって、指導をされるのはいいんですが、その結果をどういうふうに把握をされて、きちっとされているのかどうかですよ。恐らく下井で言うと、今まで10であったものが半分くらいになっていると思うんですが、残った部分は手を付けられないわけです。その手が付けられない部分は市がしますということだったんですけども、指導されるのはいいんですが、現実的にしっかり管理をされていますかということを知っているわけ

○農林水産政策課長（木野田隆君）

今、御質問があったようなことが、確か敷根のほうでも何年か前にありました。そのときには農業委員会のほうを通じて、その耕作放棄地のところが火事とかいろんなもの等があったら危ないということもありまして、そちらを通じて、その地権者あるいは管理者の方々に文書を発送していただきまして、そして適切な維持管理等を行っていただきたいというような文章を、農業委員会のほうに出した経緯がありました。それで今、常盤委員がおっしゃるようなところは、最終的にはそういった農振の赤とか黄色のところは農業委員会のほうが把握はしていると思いますので、その部分についてまた農業委員会と耕地課のほうと連携しながら、今おっしゃるような御指摘のところの管理をやっていかないといけないと思いますが、現在のところは、まだ現実的には今、申し上げたような農業委員会のほうが文書を一方的に出すような状況にあると、こちらのほうは認識をしております。

○委員（常盤信一君）

現状は分かりましたので、ぜひそういう意味では管理をしっかりしていただきますように要望をしておきます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時30分」

「再開 午前11時31分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に自由討議に入ります。本日は行いました所管事務調査について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。次に本日行いました所管事務調査について委員長報告を行うかどうかお諮りしたいと思います。御意見はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

もう皆さんがお聞きのとおりですので、これでどういった方向付けで報告書ができるのかなと心配しているんですが、どんなものでしょうか、報告の必要があるんでしょうか。

○委員（厚地 覺君）

議題にも上がっていないし、ただ土地改良区との話合いの中で出た話ですから、私は報告をする必要はないと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま、報告をする必要はないとの御意見が出ましたが、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、報告をしないことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって報告をしないことに決定いたしました。次に閉会中の所管事務調査についてですが、先日の打ち合わせのとおり、市営住宅の空き家について調査を行いたいと思いますが、ほかにはございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、閉会中の所管事務調査項目については、「市営住宅の空き家について」及び「その他産業建設常任委員会の所管事項について」として提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。次にその他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程はすべて終了いたしました。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前11時35分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 下深迫 孝二